

安芸太田町空き店舗を活用した実験店舗企画運営業務仕様書

1 適用

本仕様書は、安芸太田町空き店舗を活用した実験店舗企画運営業務に適用する。

2 業務概要

町内の商店街は長きにわたり周辺住民の生活を支えてきたが、空き店舗の増加とそれに伴う商店街の魅力と活力の低下が課題となっている。

このため、商店街の空き店舗を、複数の事業者の出店による集合型実験店舗等として運営し、周辺住民の買い物支援と商店街周辺の活性化を図るとともに、本実証事業を通じて、今後の出店事業者の確保に繋げることを目的とする。

3 実施期間

契約日の翌日から令和8年3月31日まで

4 提案上限額

業務に関する費用は、10,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）以内とする。

※上記金額を超えた提案は失格とする。

5 業務の内容等

（1）実施場所

広島県山県郡安芸太田町大字戸河内714番地7（旧レッツ戸河内店）

（2）実験店舗の企画

① 実験店舗の内容

ア 店舗周辺住民の買い物支援に繋がる内容とすること。

イ 商店街周辺の賑わい創出や魅力向上に繋がる内容とすること。

ウ 松原高齢者コミュニティセンターと連携して、定期的に移動販売を実施すること。

エ 実験店舗の営業日、営業時間については、利用者の利便性や出店者の要望を十分に考慮し、適切な日時設定を行うこと。

オ 町内外に広く周知するために、PRチラシやSNS等適切な媒体を用いた広報宣伝を行うこと。

② 実験店舗の出店者

ア 受託者は、実験店舗に出店する事業者（以下「出店者」という。）を町内町外合わせて6店舗以上確保し、令和8年度以降の本格出店につなげられるよう調整すること。

イ 受託者は、実験店舗に空きが無いように、随時、出店者が確保できるように調整する。

ウ 受託者は、出店者から賃料を徴収し、徴収した賃料は、受託者の収入とし、実験店舗のランニングコスト（光熱水費、広告費、消耗品費、賃借料等）に充当することとする。

（3）施設の整備・改修・維持等

下記の内容について、委託料の範囲内で実施すること。

ア 利用者が利用しやすい空間を提供するための、内装やインテリア、備品等の整備。

イ 実証期間中の実験店舗運営に係る光熱水費の支払い。

ウ 建物所有者への賃借料の支払い。

（4）運営・管理

① 実施計画書等の提出

契約締結後、受託者は以下の内容を記載した実施計画、工程表を提出し、委託者の承認を得ること。

ア 出店計画（出店者の名称、業種、出店期間を記載）

イ 収支計画

② 実施体制等

適切かつ円滑に業務を実施するため、以下の体制を構築すること。

ア 業務責任者を選任するとともに、委託者との連絡調整を適切に行うこと。

イ 出店者と運営に関するミーティングを必要に応じて実施すること。

ウ 出店者に関係法令等を遵守させること。

エ 商工会等関係団体と随時打合せを行うこと。

オ 委託者が、実験店舗の管理、運営を行うスタッフとして配置する、地域おこし協力の育成指導及び委託事業終了後の起業に向けた支援等を行うこと。

③ 報告書の提出

本業務の終了に際して、受託者は実験店舗の実施状況について以下の内容を取りまとめ、報告書を作成し委託者に提出すること。

ア 出店者の名称、業種、出店期間、出店者の収益状況、集客数

イ 出店者からの意見、要望

ウ 委託業務終了後の出店事業者確保に向けた課題の整理及び提案

6 その他

- ① 本仕様書は本業務の基本的事項を示すものであり、業務内容の詳細については、プロポーザル審査終了後、選定された事業者と委託者との協議により改めて決定する。
- ② 受託者は、本業務委託料にかかる支出について、帳簿及び証拠書類を当該業務終了の年度から起算して5年間整備保管しておくこと。また、必要に応じて委託者からのこれらの証拠書類の提出、開示請求に応じること。
- ③ 本仕様書に定めのない事項及び記載事項に疑義が生じたときは、委託者と受託者の協議により決定する。

■ スケジュール

月	設備	運営	受託者と関係機関との連携
4 月			・ 地域おこし協力隊募集
5 月	・ 店舗改修 (内装・水回り等)	・ 実験店舗の募集	・ プロポーザル公募 ・ 地域おこし協力隊募集
6 月		・ 実験店舗運営	・ プロポーザル、契約締結 ・ 商工会等との事前協議
7 月			
8 月			
9 月			・ 中間まとめ
10 月			
11 月			・ 本格運営に向けての協議
12 月			・ 実証実験後のまとめ
1 月			
2 月			
3 月		・ 報告書の提出	